第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第２４９８号
横浜市西区久保町４番２－507号、開始決定時の住所横浜市中区石川町４丁目158番地の24
破産者　谷　　伸義
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７６号
神奈川県南足柄市塚原2252番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市新町10番24号アルファタウン秦野新町Ｂ　201号
破産者　遠藤　　悟
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５９号
新潟県長岡市寺泊上田町9769番地61　マンションピア寺泊206号室、開始決定時の住所新潟県長岡市寺泊荒町7616番地
破産者　柳下　明美
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第５２８号
静岡県浜松市南区安松町89番地の９
破産者　山本　英夫
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
静岡県磐田市岡873番地１ピュアライフ１－201
破産者　安藤泰嗣こと　アンドウ　フェルナンド　ヤスシ
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
兵庫県西脇市大野544番地の２　ロイヤルガーデンハイツ201号　前住所　兵庫県西脇市野村町1813番地の22
破産者　吉田　常子
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４８号
大阪府寝屋川市上神田１丁目４番８号、破産開始決定時の住所熊本県葦北郡芦北町大字小田浦1369番地１
破産者　山崎　誠護
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第４５号
大分県中津市大字上如水450番地６、破産開始決定時の住所大分県中津市豊田町12番地28
破産者　中里　孝樹
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６４号
鹿児島県日置市伊集院町郡2405番地３　節政借家Ｇ棟
破産者　住吉　あや
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７７号
福岡県柳川市下宮永町339番地３
破産者　近藤　　眸
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
北九州市八幡西区清納２丁目９番28―103号
破産者　福岡　省吾
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
岩手県陸前高田市高田町字中田60番地５　市営住宅中田団地1319号、前住所岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里105番地５　滝の里工業団地仮設住宅16―６号
破産者　村上　輝男
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第８２号
愛知県知多郡武豊町字上山１丁目５番地
破産者　小林　　忠
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８７号
名古屋市守山区瀬古１丁目701番地の１　ラドーニ風の館504号
破産者　辻坂　啓司
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４３号
大阪府守口市金田町３丁目１番３号
破産者　岩坪　竜二
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０５１号
大阪市住吉区山之内４丁目３番２号
破産者　杉山　啓二
1　決定年月日　平成29年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部